

漁業構造改革総合対策事業のうち沿岸漁業版について

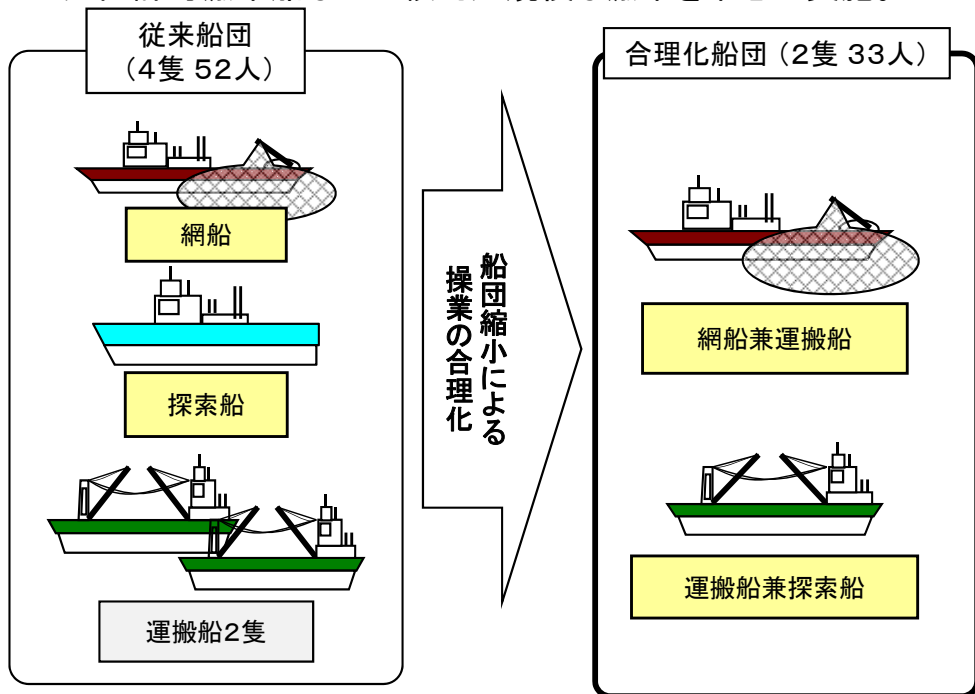
沿岸漁業版は、通常メニューに加え沿岸漁業の特徴を踏まえた形で支援できるようにしたものの。その大きな特徴は以下のとおり。

- 複数者(3者3隻以上)による協業化、新規就業者を対象に追加。
- 漁協等に事業管理のための経理事務員を置く場合に、人件費を支援。

なお、「浜の活力再生プランとの連携」及び「年齢要件」(協業化の場合は半数以上55歳、新規就業者の場合は45歳以下)があるので活用にあたり注意が必要。

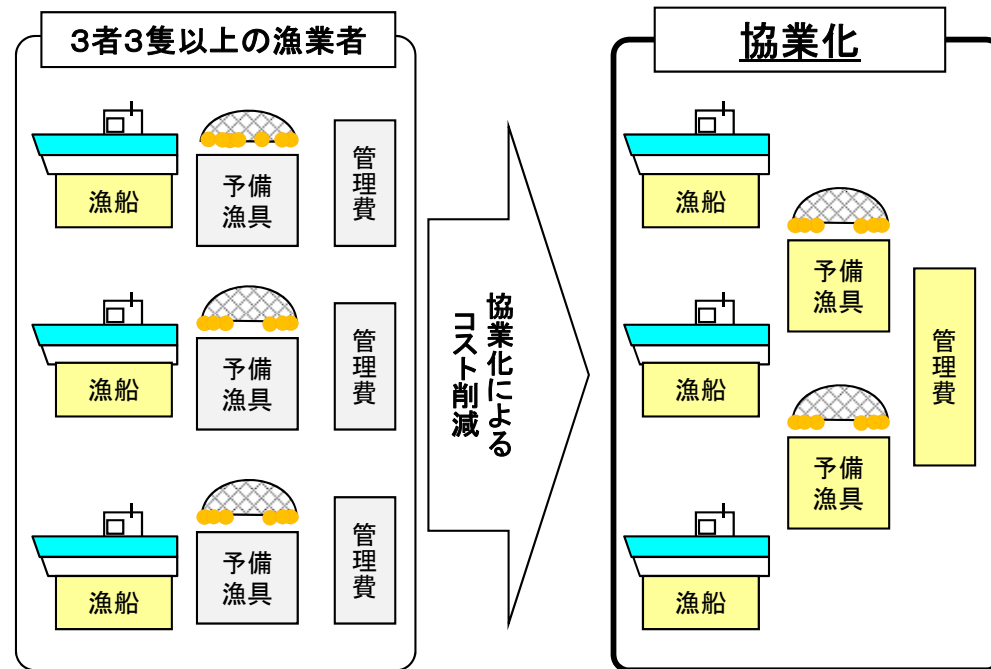
通常(主に沖合)

大臣許可漁業船など比較的大規模な漁業を中心に実施。



沿岸漁業版

20トン未満船を対象に、協業化に取り組む複数船や新規就業者を支援。



※ 20トン未満船であっても、通常メニューの活用が可能です。